

公判審理に極めて長期間を要する事案の除外制度について検討すべき事項

- 具体的にどのような事案を除外せざるを得ないのか。
  
- 新たな除外制度を設ける趣旨をどのように考えるか。
  - ・ 裁判員の負担
  - ・ 被告人の裁判を受ける権利
  
- どのような観点から除外の対象となる事案を決める制度とすべきか。
  - ・ 公判審理に要する日数
  - ・ 公判前整理手続との関係
  - ・ 区分審理制度との関係
  - ・ その他
  
- その他検討すべき事項